

契 約 書

北上川沿岸中田地区土地改良区理事長を甲とし 乙を乙として、
乙の申請に係る 排水を を経て に放流
することについて、甲及び乙は以下のとおり協議が整ったので、契約を締結する。

(令和 年 月 日付け、北土改承認第 号)

- (1) 乙は、この排水放流にあたって被害を発生させないよう浄化処理に万全の対策を講ずるものとする。万一被害が発生した場合は、乙において責任をもって補償の措置を講ずるものとする。
- (2) 乙が排水施設を変更又は排水量を変更する場合には、直ちに甲に変更承認申請書を提出し、その承認を得るものとする。
- (3) 乙は、北上川沿岸中田地区土地改良区区域内における排水の放流に関する処理規程（以下「規程」という。）第 9 条第 2 項に定める排水負担金を毎年度甲の発する納付通知書により納付するものとする。
- (4) 乙が納付した排水負担金は返還しないものとする。
- (5) 農業経営又は生活環境美化に支障を及ぼす事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲は乙に対し排水放流の差し止めをすることができる。
- (6) 本契約書の有効期間は、契約の日から令和 年 3 月 31 日までとする。
ただし、期間満了日までに乙より規程第 6 条の届出がない場合は、引き続き本契約を 1 年間継続するものとし、その後も同様とする。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 登米市中田町石森字駒牽 2 3 8 - 1
北上川沿岸中田地区土地改良区
理 事 長 千 葉 武 男 印

乙

..... 印